



平成 23 年 6 月 17 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 阿部 俊則
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 8 8 号
問 合 せ 先
責任者役職名 取締役 専務執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
氏 名 平林 文明
T E L (06) 6440-3111

2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 16 日開催の取締役会において決議いたしました 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の払込金額と同額とする。
(2) 転換価額	1,000 円
(参考) 発行条件決定日（平成 23 年 6 月 16 日）における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における終値	760 円
ロ. アップ率 $\left[\left\{\frac{\text{転換価額}}{\text{株価（終値）}} - 1\right\} \times 100\right]$	31.58%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社債の総額 500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
- (2) 発行決議日 2011年6月16日
- (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 2011年7月5日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 2011年7月19日から2016年6月21日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。
但し、①本社債の繰上償還の場合（但し、②の場合を除く。）には、当該償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合には、償還請求書が主支払代理人の所定の事務所に提出された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また④本社債の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとします。上記いずれの場合も、(a)2016年6月22日以降、及び(b)当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできません。
- (5) 償還期限 2016年7月5日
- (6) 潜在株式による希薄化情報 今回のファイナンスを実施することにより、直近（2011年6月16日現在）の発行済株式総数（676,885,078株）に対する潜在株式数の比率は7.39%になる見込です。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※詳細は、平成23年6月16日付当社プレスリリース「2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。